

## ●移譲事務により市民サービスが向上します

政令指定都市への移行により、県から1,084件の事務が移譲されることになります。市民生活にかかわりの深いものとしては、主に次のような事務があります。

### ●児童相談所の設置

児童に関する専門的な相談や一時保護、施設入所措置を行います。児童相談所、福祉事務所、保健所等がいずれも市の機関になることで、児童に関するあらゆる相談に一貫して関わることが可能となり、地域や家庭の状況等を踏まえた的確かつ迅速な対応ができるようになります。

### ●精神保健福祉センターの設置

精神保健と精神障害者に関する専門的な相談・指導などを行います。精神保健福祉センター、保健所等がいずれも市の機関になることで、各機関の連携をより深めることが可能となり、精神障害者などへの相談・支援が円滑に実施できるようになります。

## 保健福祉分野



### ●身体・知的障害者更生相談所の設置

身体・知的障害者に関する専門的な相談や判定などを行います。相談所の設置により、これまで藤沢市内にある県の機関で行っていた相談や判定などが市内で可能となり、利便性が向上します。

### ●療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

現在は、市を経由して県が交付していますが、これらの交付を市が行うことにより、申請から取得までの期間が短縮されます。

### ●県立診療所等の引き継ぎ

県立診療所（青野原・千木良・藤野）の運営などを市が引き継ぎ、地域医療のさらなる充実に向けて取り組みを進めます。

## 都市計画・土木分野

### ●都市計画の決定

都市計画事業として行う道路や公園の整備・区画整理事業等について、市自らの判断で決定できる範囲が拡大することにより、より主体的な都市整備の推進が可能になります。

### ●国県道の管理

市内の国道（129号、412号、413号）と県道（31路線）を市が管理することにより、市の計画に基づき整備を行えるほか、問い合わせや各種申請等の窓口も市に一元化され、利便性が向上します。

## 教育分野



### ●小中学校教職員の任免等

市が小中学校教職員の採用などを行えるようになるため、本市への愛着と情熱を持つ教員を主体的に採用することにより、今まで以上に地域に密着した、特色ある学校づくりを進められます。

## 市民活動分野

### ●特定非営利活動法人（NPO法人）の設立認証

法人設立等の各種事務手続きが市内で可能になり、利便性が向上するとともに、設立等の相談にきめ細かく対応できるようになります。

平成  
22  
年  
4  
月



### 活力と魅力に満ちた「選ばれる都市づくり」を進めるために

政令指定都市は、地方自治の制度上、最も主体的・自立的に都市の行財政運営ができる制度です。

相模原市は、主体的な都市整備や専門的な保健福祉サービスの提供が可能となる幅広い事務権限の移譲・区制の施行など、政令指定都市の特例を活用する中で、「政令指定都市ビジョン」や新しい総合計画に基づく先進的な施策を着実に展開することにより、都市としての総合力を高め、人や企業に選ばれる活力と魅力に満ちた都市として発展していくため、平成22年4月の移行実現をめざしています。



# 暮らし先進都市 & 内陸ハブ・シティ

※「ハブ・シティ」とは、車輪の回転軸のように広域的な地域の拠点となる都市のこと。

## 首都圏南西部の活力ある 広域交流拠点都市をめざして

### [行政区の概要(案)]

区名	A区 (答申された区名は緑区)
区域	橋本、大沢、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町
区役所(予定)	平成24年度以降、橋本都市拠点地区（西橋本5丁目）内に完成予定の（仮称）北地区保健福祉センターとの合築により設置。 ※同センター開設までは、仮設区役所を設置。

区名	B区 (答申された区名は中央区)
区域	大野北、田名、上溝、本庁
区役所(予定)	市役所本庁舎内（中央2丁目）に設置。

区名	C区 (答申された区名は南区)
区域	大野中、大野南、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林
区役所(予定)	市南合同庁舎内（相模大野5丁目）に設置。

※区名は、行政区画等審議会から答申されたもので、最終的には、区割りとともに平成21年度中に市議会へ条例案を提出し、決まる予定です。  
※区域は、本庁と出張所（旧相模原市域）、地域自治区事務所の所管区域を単位としています。

A区  
約17.5万人  
253.8 km<sup>2</sup>



〔各区の人口は、平成21年1月1日現在の概数〕

### ● 移行後は住居の表示が変わります

市名と町字名の間に区名が入ることになります。

#### 〔変更例〕

	旧相模原市域 (市役所の場合)	津久井地域 (津久井総合事務所の場合)
現在	相模原市	中央2丁目11番15号
移行後	相模原市 ○ 区 中央2丁目11番15号	相模原市 △ 区 中野633番地

※新たに区名が加わります。地域自治区名について、地域の意見を踏まえ、使用しない方向で検討を進めます。



リニア中央新幹線の構想  
JR東海が平成27年度に首都圏～中京圏での営業運転をめざしているリニア中央新幹線の駅の誘致を進めています。県の「北のゲート」として、広域交流拠点都市の形成に大きく寄与することが期待されます。



新小倉橋  
(津久井広域道路の一部)  
さがみ縦貫道路の（仮称）城山インターチェンジに接続する津久井広域道路の一部として、平成16年に完成しました。



さがみ縦貫道路  
首都圏の一番外側に位置する環状道路である首都圏中央連絡自動車道の一部として整備が進んでいます。都市間の連携強化、産業の発展が期待されます。（平成24年度完成予定）



相模原麻溝公園  
1年を通して季節の花が美しい、本市を代表する公園です。陸上競技やサッカー、ラグビーの公式試合が開催できる本格的な競技場の整備も進んでいます。



### ● 効果的・効率的な区制施行の準備を進めています

政令指定都市へ移行後は、市域を3つの行政区に分け、区役所を設置して行政サービスやまちづくりを行っていくことになります。区制施行により、身近な行政サービスの充実や区の特性を活かしたまちづくりを進めることが可能となります。

### 〔新たな行政サービスの提供体制〕

区制施行後は、市の業務を「本庁」「区役所・本庁出先機関」「総合事務所・出張所」という三層構造で行います。

#### 市役所本庁

全市的な政策企画、総合調整、広域的・統一的・専門的業務、大規模事業、各区との連絡調整、区政支援等を実施します。

#### 区役所・本庁出先機関

日常生活にかかわりの深い区内のまちづくり、市民生活、保健福祉、税務、土木等の業務を実施します。

#### 〔各区の特性を活かす新たな仕組み〕

##### 区の自主性を高める行財政システム

区長の責務と権限の明確化や、区で独自に執行できる予算配分の仕組みなどを整備します。

##### 市民協働によるまちづくり

###### 〔仮称〕区民会議を設置

市民と行政による各区の課題や方向性の協議／区のビジョンの策定／各区の特性を活かしたまちづくりの推進

#### 総合事務所（津久井地域）

総合事務所エリア内のまちづくり支援に関する業務、基礎的な窓口業務、津久井地域の特性を考慮した個別行政分野のサービス等を実施します。

#### 出張所（旧相模原市域）

現在の行政サービス機能を維持し、基礎的な窓口業務、出張所区域内のまちづくり支援等を実施します。

#### 〔地域の特性を活かす新たな仕組み〕

##### 〔仮称〕まちづくり会議を設置

地域住民による主体的・自立的なまちづくりの推進

##### 〔仮称〕地域政策担当を配置

〔仮称〕まちづくり会議の庶務や地域の公益的活動の支援／区内の政策形成の実施／自主的・自立的なコミュニティ形成の支援

※22地域（本庁と旧市の出張所、地域自治区事務所の所管区域）で実施。